

令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、伝統の技により作られた高知県内の伝統的工芸品及び伝統的特産品(以下、「伝統的工芸品等」という。)の製品及び職人等を、広く国内また世界に向けて魅力的に発信するデジタルパンフレットを作成することにより、高知県の伝統的工芸品等の更なる認知度の向上及び販路拡大に寄与することを目的とし、これに係る業務の委託先をプロポーザル方式で募集します。

(3) 事業内容

今回作成するデジタルパンフレットは、単に県内の伝統的工芸品等を紹介するだけのものに留まらず、消費者に各製品を訴求させることをメインテーマとし、製品やその作り手である職人が持つストーリーをバックグラウンドとして効果的にPRすることで、見た人に「使ってみたい」「欲しい」と思ってもらえるような、見せ方にこだわったものとして制作するため、その中でもより特徴的な企画・デザイン等で制作を行うことが重要となります。

事業にあたっては、デジタルパンフレットを発行するための全ての業務について、実施のための具体的な内容を本県担当者と調整したうえで、業務に係る仕様書を策定し、デジタルパンフレットを制作するものとします。

① 主な掲載内容は次のとおり。

ア 伝統的工芸品等全13品目(伝統的工芸品2品目、伝統的特産品11品目)の各製品および職人等の紹介(1人1製品とし、20製品以上掲載)

イ 伝統的工芸品等全13品目の主な概要紹介

なお、伝統的工芸品2品目については、日本語版とは別に英語版(別冊)も作成します。

② 主な業務内容は次のとおり。

ア 企画から制作・納品までに必要なすべての作業工程における制作ディレクションと進行管理業務

イ 企画編集会議の開催

ウ 発行計画と誌面の企画立案

エ 制作に必要な取材・撮影、原稿作成、デザイン、データ制作業務

オ デザイン版下作成

カ 校正作業、色校正のチェック

キ WEBサイトに掲載するためのデジタルデータ制作

ク 成果物の納品

電子データ及び全ページの PDF データ、版下および撮影した写真データ等、すべてを納品してください。

ケ その他

その他デジタルパンフレットの発行に当たり必要な全ての業務

③ 留意事項

ア 編集をはじめ企画・制作に携わるスタッフは、企画編集会議等により本県担当者と定期的に協議して作業を進めることとします。

イ 成果物の納品にあたっては、DVD 等のメディアに記録したものを提出してください。

なお、制作課程における協議及び確認等のためのデータの提出については、ストレージサービス等インターネット経由での提出も可とします。

ウ 制作した誌面データ及び制作業務実施にあたり撮影した写真、制作した図・デザイン等に係る著作権を含むすべての権利は、本県に帰属します。写真データおよびテキスト等については、完成後二次利用できる形式で本県に提供してください。これは、取材者による二次利用を想定したものです。取材者に対する二次利用に関する許諾は本県が行います。

エ 提案にかかる費用は、提案者負担とします。

(4) 委託期間

契約締結日(令和4年5月下旬予定)から令和4年 12 月 28 日まで

2 見積限度額(消費税及び地方消費税を含む。)

5,907 千円

3 審査委員会の設置

別途定める「令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と、企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査をおこない、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14 日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る令和3年度から5年度競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

令和3年度～令和5年度 競争入札参加資格審査申請(物品購入関係)について

[https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei_todokede_hojokin/shinsei_todokedeyoshiki/2021022200443/]

6 説明会

日時:令和4年3月30日(水) 15時から

場所:高知県職員能力開発センター 2F 小会議室 (高知市丸ノ内2丁目1-19)

オンライン参加も可(zoom 使用予定)

※参加はオフライン・オンライン合わせて1社あたり2名までとします。参加希望者は、令和4年3月25日(金)17時までに、説明会参加申込書(別紙様式1)をFAXまたは電子メールで提出してください。

オンライン参加希望者には、説明会前日までにメールにてログインIDをお知らせいたします。

7 質疑と回答

質疑は令和4年4月8日(金)17時までに別紙様式2により持参、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和4年4月12日(火)までに工業振興課ホームページに掲載します。

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/>]

8 プロポーザル参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式3)に資格要件確認書(別紙様式4)を添えて申込みを受け付けます。申込みにあたって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書(別紙様式3)	A4縦	各1部
参加資格要件確認書(別紙様式4)		

(1) 参加申込書

①提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

②提出期限

令和4年4月4日(月) 17時(必着)

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県商工労働部 工業振興課 TEL:088-823-9720

(2) 資格要件の確認

高知県商工労働部工業振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年4月6日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和4年度高知県伝統的工芸品等デジタルパンフレット作成等委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後5日以内に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開制度

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

12 日程

令和4年3月 17 日(木) 募集開始

令和4年3月 30 日(水) 説明会

令和4年4月4日(月) プロポーザル参加申込み及び資格要件の確認書類提出締め切り

令和4年5月9日(月) 企画提案書の提出締切

令和4年5月 16 日(月)(予定) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和4年5月 17 日(火)(予定) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合わせ先

高知県商工労働部 工業振興課

担当者 尾崎、田村

TEL 088-823-9720

FAX 088-823-9261

E-mail 150501@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。
 - ①提出書類に不備があった場合若しくは指示した事項に違反した場合

- ②審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合